

りゅうせんえんニュース

RYUSEN-EN NEWS

特集号

柳泉園組合



新焼却炉（クリーンポート）の中央制御室

《特集》不燃ごみ中の軟質系プラスチック類の焼却開始

柳泉園組合（清瀬市、東久留米市、西東京市で構成）では、不燃ごみ中の軟質系プラスチック類の焼却を平成11年6月より中止し、全量を二ツ塚処分場で埋立処分してきました。一方新焼却炉「クリーンポート」では、昨年から今年にかけて各種の性能試験やダイオキシン類の測定調査を行った結果、国の基準を大幅に下回り、軟質系プラスチック類を焼却処理しても安全であることが確認されました。

これらの状況を踏まえ、7月末から8月末にかけて関係各市の主催による市民説明会が行われ、柳泉園組合も出席して市民の皆様にご説明しました。また9月の各市の定例議会および柳泉園組合定例議会においてもご理解をいただきました。

プラスチック類を焼却する方向となったその他の理由としては、最終処分場の延命化や埋立搬入量の超過に伴う高額な追徴金や負担金・経費の増などがあります。また容器包装リサイクル法による分別処理の方法もありますが、現状では用地の確保や設備の設置が困難な状況で、当分の間はプラスチック類を焼却せざるを得ず、平成13年11月1日から焼却をはじめております。

今回のニュース特集号では、これらの経緯を改めてお知らせすることになりました。最終処分場の確保は三多摩地域に次は“ない”といわれており、大切に利用しなくてはなりません。どうか市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

市民利用施設のネーミング募集中



柳泉園の福祉施設・来年夏新装オープン
（詳しくは裏表紙をご覧ください）

不燃ごみ中の軟質系プラスチック類の焼却について

プラスチック類焼却の経緯

柳泉園組合では搬入される不燃ごみを専用の設備でフィルム状のプラスチックと硬いプラスチックに分離していますが、このフィルム状のものを軟質系プラスチックとよんでいます。この約8割が焼却されている、との新聞報道を受け、平成11年6月から当面焼却を中止し、建設中の新工場（クリーンポート）の稼働後、その稼働状況を見て改めて対応を検討することとし、全量を埋立処分してきました。

一方、平成9年7月より建設を進めてきた新工場は、昨年7月から性能試験に入り、軟質系プラスチックを混合焼却した場合としない場合のダイオキシン類の比較測定を行いました。具体的には大気汚染防止法・ダイオキシン特別措置法等に基づく排ガス中のダイオキシン類の測定を8月から11月の間に計6日間（延べ27回）行いました。その結果、その数値に大きな差はなく、いずれの値も国の法基準であるダイオキシン類0.1ナノグラムを下回る結果でした。これを受けて同年11月には施設の引渡しを受けました。その後も同様の測定を今年4月から5月にかけて計7日間（延べ20回）行い、結果はいずれも国の法基準値を大幅に下回り、新工場はプラスチック類を焼却しても安全であることが再確認されました。

これらの経緯を踏まえ、関係3市では今年7月から8月にかけて市民説明会を計21会場で開催し、当面、軟質系プラスチック類を焼却する、ということについての説明を行ってきました。これには柳泉園組合の職員も出席し、市民の皆様にご理解を求める説明をいたしました。

また、3市の議会においても、市民説明会の状況を報告し、一定の理解を得ることができました。さらに9月の第3回柳泉園組合定例議会においても同様のご理解を得ました。また、組合定例議会のなかで容器包装リサイクル法に基づく事業の早期実施を求める決議も行われました。

これにより、クリーンポートでは11月1日から軟質系プラスチック類を焼却処理しております。この焼却処理は未来永劫行うとは考えておりません。容器包装リサイクル法に基づいて、プラスチック製の容器・包装などが十分に分別収集されるなど、時代に合った適正な処理形態になれば、いままで不燃ごみに分別されていたプラスチック類の流れも大きく変わるものと期待されます。

いずれ燃やすのだから、この際プラスチック類を可燃ごみに入れていいのではないかとのご意見もありますが、いったんそうしてしまいますと、容器包装リサイクル法の環境が整ってきた段階で元に戻すのは極めて困難です。その時になって混乱しないためにも、当分の間はプラスチック類をこれまでどおり不燃ごみとして分別収集するかたちを続け、その中から軟質系プラスチックを組合で分離し、可燃ごみとの混合焼却を行うというものです。どうか皆様のご理解をお願いいたします。

柳泉園クリーンポート及び敷地内土壌中のダイオキシン類測定結果(平成13年度)

柳泉園クリーンポートダイオキシン類測定結果

測定項目 (単位) 排出基準	排出ガス (ng-TEQ/Nm ³) 0.1ng			排出水 (pg-TEQ/l) 10pg	焼却灰 (ng-TEQ/g) H14・12・1から適用 3ng	ばいじん(飛灰) (ng-TEQ/g) H14・12・1から適用 3ng	
	測定場所	1号炉	2号炉	3号炉	工場排水	焼却灰	ばいじん
測定年月日							
プラスチック類+可燃ごみの混合焼却測定 通常可燃ごみ測定(プラスチック類を混ぜない状態)	平成13年4月24日	0.063	0.012	0.023	0.0027	0.030	1.4
	平成13年4月25日	0.018	0.0083	0.017	0.00069	0.033	0.20
	平成13年4月26日	0.016	0.0086	0.011	0.0013	0.041	0.21
	平成13年4月27日	0.010	0.010	—	0.0024	0.033	0.22
	平成13年5月9日	0.023	0.012	0.018	0.0012	0.11	0.51
	平成13年5月10日	0.026	0.018	0.023	0.00046	0.044	0.041
	平成13年5月11日	0.018	0.017	0.010	0.0014	0.039	0.048

※プラスチック類+可燃ごみの混合焼却測定は、4月24日から27日です。なお、27日は軽負荷運転(ごみ量を最小限までおとした状態)です。
※通常可燃ごみ測定(プラスチック類を混ぜない状態)は、5月9日から11日です。

敷地内土壌中のダイオキシン類測定結果

測定項目 (単位)	土 壌 (pg-TEQ/g)			
	組合敷地内			
測定場所	東	西	南	北
測定年月日				
平成13年5月18日	57	270	510	27

- 参考 1 ng (ナノグラム) は、10億分の1グラム (10⁻⁹) の重さです。
2 pg (ピコグラム) は、1兆分の1グラム (10⁻¹²) の重さです。
3 TEQは、毒性等量のことです。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性等量に換算した数値です。
4 Nm³ (ノルマル立方メートル) は、0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積です。

※ダイオキシン類対策特別措置法の環境基準は1,000pg-TEQ/g以下です。また調査指標値は250pg-TEQ/gです。

プラスチック類の焼却に関する市民説明会について

柳泉園クリーンポートでの不燃ごみ中のプラスチック類焼却処理に向けて、平成13年7月31日から8月30日まで、清瀬市、東久留米市、西東京市の21会場で市の主催による説明会が開かれました。ダイオキシン類の測定データを示しながら行われたこの説明会の中で特に多かった意見、質問をまとめました。

市民説明会における主な意見

- *埋立処分地のことを考えると、燃やすことに賛成である。
- *容器包装リサイクル法を先行すべきである。
- *容器包装リサイクル法で処理する必要があると考えるが、当面焼却やむなし。
- *その他プラスチック（軟質系）といえども焼却すべきではない。
- *焼却処理した方がにおいもなく衛生的である。
- *プラスチックを焼却する計画で新工場を設計したのであれば、現在の財政状況を考え、税金の無駄使いにならないように焼却すべきである。
- *財政状況が厳しい中、いかに経費を有効に使うか考えて欲しい。

主な質問と答え

- Q** 軟質系プラスチックを当面燃やすとっているが、いつまで焼却するのか。
- A** 焼却はこの先ずっと行うとは考えていません。ごみ処理技術は日進月歩であり、より良いリサイクル方法や適正な処理方法が整えば、焼却以外の方法も選択していきたいと考えています。
- Q** プラスチック製容器包装の分別収集が始まったら、プラスチック類の焼却は止めるのか。
- A** 容器包装リサイクル法では、購入した商品のプラスチック製容器や包装材だけを対象にしています。この分別を始めても、全てのプラスチック類がリサイクルできるわけではありません。対象外のプラスチックは、引き続き焼却・埋立などの処理が必要です。
- Q** プラスチック類を焼却することは法律違反ではないのか。
- A** プラスチック類を焼却することは法律違反ではありません。廃棄物処理法では、家庭から出るごみ処理の方法は、市町村にまかされています。全国的に見るとプラスチック類を焼却している市もあれば、燃やしていない市もあります。現在、約57%の市町村がプラスチック類を焼却処理しています。代表的な市は、横浜、川崎、京都、福岡などです。
- Q** 周辺自治会にプラスチック類の焼却処理について説明しているのか。
- A** 周辺自治会とは定期協議会や臨時協議会などを開いて説明しています。
- Q** 過去の測定データのなかで組合敷地内土壌から620ピコグラムのダイオキシン類が出ているのに、プラスチック類を焼却するのはおかしくないか。(環境基準は1,000ピコグラム)
- A** 組合敷地内の土壌中ダイオキシン類の問題と、プラスチック類を焼却することは別の問題と考えています。組合が現在の場所で焼却を始めたのは昭和36年からで、その後施設の老朽化、公害等に対応できないなどの理由により焼却炉の建替えを数回行いながら約40年が経過しています。
- また、ダイオキシン類の測定のうち、排ガスは平成7年、土壌は平成10年から行ってきています。この資料をもとに、専門家の先生などに因果関係などについて所見をうかがっていますが、データが少ないため原因を特定することは困難な状況です。
- 現在、直接影響があると思われる周辺自治会の皆様と今後の対応について協議しています。
- Q** 過去のダイオキシン類測定結果で「ばいじん」が排出基準3ナノグラム（H14.12.1から適用）に対し、3.5ナノグラム出たことがあるが安全なのか。
- A** ばいじん（飛灰）は煙の基となる微粒子です。クリーンポートでは減温塔、バグフィルタ、活性炭の吹込みなど、最新設備でダイオキシン類をばいじんとして捕まえています。これにより煙突からダイオキシン類を大気中に放出しないことで環境汚染を防止していますので安全です。
- ばいじんは埋立処分しますが、この排出基準3ナノグラムは、埋立処分地に与える影響を考えて定められています。いったん捕まえたダイオキシン類を含むばいじんを適正に処理することは、技術的に可能と考えています。

新しい福祉施設の建設を進めています

柳泉園組合では温泉プールやサウナなどの余熱利用施設のほか、テニスコートや野球場など、市民の皆様に親しまれる施設の運営を、業務の一環として行っています。昨年新たに完成しました焼却施設「クリーンポート」も順調に動き始め、その余熱利用施設として高齢化社会に向けた福祉施設の増設を進めています。場所は屋外プールの跡地で、既存の温水プールに隣接する形で建てられます。施設は周辺の自治会の皆さんや社会福祉関係の方、施設利用者などのご意見もお聞きして設計しました。

内容は歩行用プールや各種のお風呂、大広間、和室などを設けます。開館は平成14年7月の予定です。清瀬市、東久留米市、西東京市3市の公共福祉施設として家族やお友達、地域の方々の交流、運動、休息の場としておいにご利用ください。



柳泉園組合の市民利用施設に名前をつけてください

新しい福祉施設の建設にともなって、既存の温水プールには軽食コーナーが設けられたり、駐車場や野球場も再整備されます。そこでこのたび屋外の野球場やテニスコートなどを含めた、これら施設全体の名称を広く募集することになりました。またこれにあわせて、新設される「お風呂」の愛称も募集いたします。

皆さんのアイデアにより、ユニークで親しみの持てる名称がいただけるよう期待しております。

A) 福祉施設の総称にはつぎの施設をふくむものとします。

- 野 球 場 軟式野球場 (1面)、学童用野球場 (1面)
- テニスコート クレーコート (5面)
- 温 水 プール 25M競泳用プール、幼児用プール、歩行用プール〔新設〕(各1基)
- トレーニング室
- 入浴施設(新設) 平湯、泡風呂、サウナ、露天風呂など
- 大 広 間(新設) 和室75畳
- 会 議 室 和室 (3室、うち2室は新設)、洋室 (1室)

B) お風呂の愛称は上記の新設する入浴施設、大広間などをまとめた名前です。応募要領は以下のとおりです。

- *応募資格 清瀬市、東久留米市、西東京市の市民
- *応募方法 はがき、またはEメールで次のことを記入してください。
A) 福祉施設の総称および B) お風呂の愛称 またはそのいずれか
住所、氏名、年齢、電話番号
- *応募先 〒203-0043 東久留米市下里4-3-10
柳泉園組合 施設管理課 または info@ryusen.or.jp
- *採用者には、粗品を贈呈いたします。
- *締め切り 平成14年1月31日
- *問い合わせ先 施設管理課 TEL 0424 (70) 1550 [直通]

柳泉園組合

2001.11 発行
〒203-0043
東久留米市下里4-3-10
☎ 0424(70)1555(代表)
☎ 0424(70)1559
ホームページ <http://www.ryusen.or.jp>
E-mailアドレス info@ryusen.or.jp

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています